

平成 30 年 3 月 26 日

工事施行成績評定の改正について

美唄市総務部契約管財課

工事成績評定の評価項目等について、次のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日以後に完成する工事から適用しますのでお知らせいたします。

- ① 評価項目の高度技術を工事特性に改め、「特異な技術といった観点」から、「施工困難等の工事の特性への対応を評価する観点」へ変更します。
- ② 評価項目に社会性等（地域への貢献等）を追加し、受注者が実施する地域社会への貢献等の取組を評価します。「社会性等」として評価を行う取組は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 周辺環境への配慮に関する積極的な取組・ 環境保全に関する積極的な取組・ 地域とのコミュニケーションに関する積極的な取組・ 災害時等における地域への支援又は救援活動への積極的な協力・ 地域の清掃、草刈などの積極的な取組 |
|--|

※ ただし、工期内に工事箇所及び工事施工に係る範囲で行った取組について評価し、イメージアップ経費を用いた取組は評価しません。

- ③ 解体工事の成績評定について、これまで品質の評価を除いた評価項目とし、品質の配点 16.325 点を除いた 83.675 点を満点としていましたが、他の業種と同様の評価となるよう評価項目に品質を追加し、満点が 100 点となるよう評定方法を変更します。